

事務連絡
令和3年8月6日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫班担当）

メキシコ合衆国コリマ州から輸入されるチチュウカイミバエの対象植物における輸入検疫対応について

今般、メキシコ合衆国コリマ（Colima）州において、チチュウカイミバエが多数発見されていることが判明いたしました。

このため、当該ミバエの侵入防止に万全を期すため、当面の間、植物防疫（事務）所が行う輸入検査において、同国コリマ州（生産州が不明な場合も含む。）で生産されたことが確認されたチチュウカイミバエの対象植物については、輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）別表第1で規定されている検査数量の2倍の数量を対象に、綿密な輸入検査を実施することとしましたので、お知らせします。

また、メキシコ合衆国に対しては、コリマ州で生産されたチチュウカイミバエの対象植物に対する検査証明書の発給の一時停止を要請しましたので、併せてお知らせします。

つきましては、本取扱いについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。また、今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、当課（輸入検疫班担当）又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。